

私学助成の充実強化等に関する意見書

本県の私立学校（高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、建学の理念に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

今後、公教育の一翼を担う私立学校が、国の進めるグローバル人材の育成等に向けた教育改革に的確に対応するためには莫大な経費が必要となるが、各私立学校とも財政的に限界がある上に、少子化の進行等により経営環境は厳しさを増し、授業料等の増額を抑制する社会の風潮の中では、公的支援による他はなく、私学助成等の拡充強化が強く求められている。

また、学校施設の耐震化の完了と併せて、学校教育におけるICT環境については、公教育を担う学校に共通する基盤の整備を図る観点から、国の責務として私立学校に対する更なる支援が必要である。

加えて、高等学校等就学支援金制度によってもなお、公私間の授業料負担格差は継続しており、このたび創設された私立中学校等の低所得世帯の生徒等への授業料支援制度も支援金額としては僅かである。子供たちの学校選択の自由、教育機会の保障の観点から就学支援金制度の拡充強化を通じた公私間の負担格差の是正は重要な課題である。

よって、国においては、私立学校による教育の重要性を認識し、教育基本法第8条に規定する「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度の一層の充実を図るとともに、私立学校施設耐震化への補助の拡充など教育環境の整備充実や、私立学校で学ぶ児童・生徒の保護者の経済的負担軽減のための就学支援金制度の拡充強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
宛て

福島県議会議長 吉田栄光